

地方創生に向けた包括連携に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と上田信用金庫（以下「乙」という。）は、地方創生の実現に向け、相互の連携を強化し、地域の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域産業力の強化や魅力あるまちづくり等、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 「どうみ」において安定した雇用を創出するために必要な支援・協力に関すること。
 - (2) 「どうみ」への新しい人の流れをつくるために必要な支援・協力に関すること。
 - (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために必要な支援・協力に関するこ
と。
 - (4) 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を図る
ために必要な支援・協力に関すること。
 - (5) その他、地方創生に資する取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関連団体等に実施させること
ができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、
必要な変更を行うものとする。

（有効期間等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、
本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行
わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様と
する。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

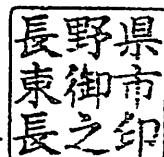
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年9月4日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長

糸岡利夫



乙 長野県上田市材木町一丁目17番12号

上田信用金庫

理事長

小池文彦

